

平成 20 年度経済産業省関係財政投融资要求の概要

平成 19 年 8 月
経済産業省

【1】総括表（財投出資のみの機関は除く）

（金額単位：億円）

区 分	平成 19 年度		平成 20 年度			
	財投規模	事業規模	財投規模	前年比	事業規模	前年比
中小企業金融公庫	10,733	15,062	10,448	-2.7%	14,371	-4.6%
(独)石油天然ガス・ 金属鉱物資源機構	12	86	112	833.3%	232	169.8%
エネルギー対策特 別会計	410	16,668	383	-6.6%	16,464	-1.2%
合 計	11,155	31,816	10,943	-1.9%	31,067	-2.4%

注 1) 経済産業省所管機関のみ掲載。他に、当省関係機関である、国際協力銀行、日本政策投資銀行、国民生活金融公庫の 3 機関に関し、それぞれ要求。

注 2) 「事業規模」は「財投規模」に自己資金額等を加えたもの。

注 3) 中小企業金融公庫の事業規模については、予想しがたい経済事情の変動その他やむを得ない事情により、計画額に不足が生じる見込みが明らかになった場合には、最大 1 兆 9,881 億円（弾力性の効果を全て普通貸付に振り向けた場合）を確保することが可能。

注 4) (独)石油天然ガス・金属鉱物資源機構については、金属鉱業部門分。

注 5) エネルギー対策特別会計については、国家石油備蓄事業分。

【2】主要施策項目（政策金融関係）

- ・我が国経済の持続的成長を実現していくため、①地域・中小企業等の潜在力発揮による成長の底上げ、②安全・安心の確立と高信頼性を強みとする産業の創出、③地球環境と成長の両立、を推進すべく、政策金融を戦略的に活用し、必要な施策を要求する。
- ・要求に際しては、政策金融改革の趣旨に鑑み、民業補完を徹底する。

1. 地域・中小企業、国民一人ひとりの潜在力発揮による成長の底上げ

○担保や個人保証に過度に依存しない資金供給の推進

（中小公庫・国民公庫）

第三者保証を不要とする融資や本人保証を猶予する融資の更なる拡大を図るとともに、無担保融資にかかる金利負担の引き下げを図り、担保や個人保証に過度に依存しない金融を推進する。

○小規模企業への資金供給機能の強化（国民公庫）

経営改善貸付について、「経営支援情報システムを利用し、財務の透明化を図る小規模企業」に対して、迅速かつ円滑な融資を実施するための改正を行い、担保・自己資本が不足しがちな小規模企業に対する資金供給機能の強化を図る。

○新分野等に挑戦する中小企業への資金供給の円滑化

（中小公庫・国民公庫）

成功払い型貸付（資金調達当初の貸付利率を軽減し、融資後の事業の実績に応じ貸付利率を設定するスキーム）を適用する貸付制度を拡大するなど、新分野等に挑戦する中小企業への資金供給の円滑化を図る。

○事業承継の円滑化（中小公庫・国民公庫）

事業承継を支援するための融資制度を拡充し、中小企業の事業承継の円滑化のための金融面での対応を図る。

2. 成長の基盤となる安全・安心の確立と高信頼性を強みとする産業の創出

○新産業の創出・活性化（政投銀）

「経済成長戦略大綱」に位置づけられた戦略分野・新産業群、及び今後有望とされる「重点サービス6分野」における、中堅・ベンチャー企業等による新たな技術やノウハウの事業化等の取組を支援する。

○新技術開発の促進（政投銀）

新技術の企業化等を通じた我が国産業の国際競争力強化のため、第3期科学技術基本計画で位置付けられた政策重点分野等における新技術の開発を引き続き促進する。

3. 地球環境と成長の両立に向けた我が国のリーダーシップの発揮

○省エネルギー設備導入の促進（政投銀）

京都議定書の目標達成に向けた取組を推進するため、省エネルギー設備の導入を図る企業を支援する。

○原子力立国の実現に向けた施設整備の着実な推進（政投銀）

原子力発電施設の新・増設及び、核燃料サイクルの早期確立を引き続き推進し、原子力立国の実現を図る。

○省エネ・新エネ機器等の輸出支援（国際銀）

我が国の優れた設備等を輸入する途上国企業に対する信用供与を通じ、我が国企業の省エネ・新エネ関連機器等の輸出拡大を支援する。

○海外における資源確保の支援（国際銀）

政府の資源外交との連携を強化し、我が国資源開発企業の海外における資源開発権益の獲得を支援する。

4. アジア等と協働するオープンな経済システムの構築

○アジア共通の産業基盤整備（国際銀）

我が国企業の優れた技術やノウハウを活用し、アジア共通の産業基盤を整備するため、官民パートナーシップ（PPP）を強化しつつ、アジアにおける電力や物流等のインフラ整備を支援する。

○アジア等における資金調達支援（国際銀）

現地日系企業に対する設備資金融資や、アジア現地における売掛債権の証券化支援の取組等を通じ、アジア等海外における我が国企業の資金調達を支援する。

【3】財政投融资特別会計（投資勘定）の概要

・ 特会改革の趣旨に鑑み、真に政策的支援の必要な分野に要求を重点化。

*（ ）内は19年度計画

○中小企業金融公庫

（1）証券化支援

中小企業に対する無担保資金の供給円滑化を図るため、民間金融機関による中小企業向け債権の証券化を支援する。

42億円（42億円）

（2）新分野等に挑戦する中小企業への資金供給の円滑化（再掲）

100億円（75億円）

○（独）石油天然ガス・金属鉱物資源機構

「新・国家エネルギー戦略」、「非鉄金属資源の安定供給確保に向けた戦略」及び「資源確保指針」等を踏まえ、民間事業者によるレアメタル・ウランなどの鉱物資源確保に対する支援をする。

100億円（0億円）

○（独）新エネルギー・産業技術総合開発機構

科学技術基本計画上の政策重点技術分野等における基盤技術の強化のため、民間事業者による次世代環境航空機（エンジンを含む）に係る技術開発を支援する。

76億円（2億円）

計318億円（119億円）